

零石町地域防災計画新旧対照表

令和5年2月

本編 第1章 総則

頁	現 計 画	修 正 案								
	<p>第4節 雪石町防災会議</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 組織</p> <p>雪石町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 10px;"> 指定公共機関及び指定地方公共機関 </td><td> J R 東日本東北総合サービス株式会社雪石駅 東日本電信電話株式会社岩手支店 東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター 雪石郵便局 日本赤十字社岩手県支部雪石分区 一般社団法人岩手西北医師会 岩手県交通株式会社<u>雪石営業所</u> </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 10px;"> 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 </td><td> <u>雪石町地域コミュニティ組織連絡協議会</u> </td></tr> </table> <p>第3 [略]</p>	指定公共機関及び指定地方公共機関	J R 東日本東北総合サービス株式会社雪石駅 東日本電信電話株式会社岩手支店 東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター 雪石郵便局 日本赤十字社岩手県支部雪石分区 一般社団法人岩手西北医師会 岩手県交通株式会社 <u>雪石営業所</u>	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	<u>雪石町地域コミュニティ組織連絡協議会</u>	<p>第4節 雪石町防災会議</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 組織</p> <p>雪石町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 10px;"> 指定公共機関及び指定地方公共機関 </td><td> 東日本旅客鉄道株式会社盛岡営業統括センター 東日本電信電話株式会社岩手支店 東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター 雪石郵便局 日本赤十字社岩手県支部雪石分区 一般社団法人岩手西北医師会 岩手県交通株式会社 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 10px;"> 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 </td><td> <u>雪石町コミュニティ協議会</u> </td></tr> </table> <p>第3 [略]</p>	指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本旅客鉄道株式会社盛岡営業統括センター 東日本電信電話株式会社岩手支店 東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター 雪石郵便局 日本赤十字社岩手県支部雪石分区 一般社団法人岩手西北医師会 岩手県交通株式会社	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	<u>雪石町コミュニティ協議会</u>
指定公共機関及び指定地方公共機関	J R 東日本東北総合サービス株式会社雪石駅 東日本電信電話株式会社岩手支店 東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター 雪石郵便局 日本赤十字社岩手県支部雪石分区 一般社団法人岩手西北医師会 岩手県交通株式会社 <u>雪石営業所</u>									
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	<u>雪石町地域コミュニティ組織連絡協議会</u>									
指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本旅客鉄道株式会社盛岡営業統括センター 東日本電信電話株式会社岩手支店 東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター 雪石郵便局 日本赤十字社岩手県支部雪石分区 一般社団法人岩手西北医師会 岩手県交通株式会社									
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	<u>雪石町コミュニティ協議会</u>									
修 正 理 由	<input checked="" type="radio"/> 所要の修正									

頁	現 計 画	修 正 案				
	<p>第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関の責務</p> <p>指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、<u>勧告</u>、指導、助言等を行う</p> <p>3～4 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">仙台管区 気象台 (盛岡地 方 気象 台)</td><td style="padding: 5px;"> <p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観</p> </td></tr> </table>	仙台管区 気象台 (盛岡地 方 気象 台)	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観</p>	<p>第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関の責務</p> <p>指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、<u>指示</u>、指導、助言等を行う</p> <p>3～4 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">盛岡地方 気象台</td><td style="padding: 5px;"> <p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観</p> </td></tr> </table>	盛岡地方 気象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観</p>
仙台管区 気象台 (盛岡地 方 気象 台)	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観</p>					
盛岡地方 気象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観</p>					

	<p>測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>(4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>		<p>測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>(4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>
--	---	--	---

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 約
<u>J R 東日本</u> <u>東北総合</u> <u>サービス</u> <u>(株) 零石駅</u>	<p>(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。</p> <p>(2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。</p>

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 約
<u>東日本旅客</u> <u>鉄道(株)</u> <u>盛岡営業統</u> <u>括センター</u>	<p>(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。</p> <p>(2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。</p>

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 約
岩手県交通 (株) <u>零石営業所</u> (公社) 岩手県トラック協会 (公社) 岩手県バス協会	災害時における車両による緊急輸送に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 約
岩手県交通 (株) (公社) 岩手県トラック協会 (公社) 岩手県バス協会	災害時における車両による緊急輸送に関すること。

修 正 理 由	○ 上位計画の修正に伴う修正
------------	----------------

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) ア～イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>(ア) 地域の危険個所や<u>避難場所、避難道路</u>等を確認する。</p> <p>(イ)～(キ) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が<u>情報の意味を直感的に理解できる</u>ような取組を推進する。</p> <p>4～7 [略]</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で<u>タイミングを逸すことなく適切な</u>避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) ア～イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>(ア) 地域の危険個所や<u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路</u>等を確認する。</p> <p>(イ)～(キ) [略]</p> <p><u>(ク) 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が<u>災害発生の危険度と、るべき避難行動</u>を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <p><u>(6) 県及び町は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。</u></p> <p>4～7 [略]</p>
修 理 由	<input checked="" type="radio"/> 上位計画の修正に伴う修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 町は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地域住民等の参加促進 訓練の実施に当たっては、自主防災組織、N P O・ボランティア等、民間企業等各種団体に参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て各種の訓練を実施する。</p> <p>(3) ~ (10) [略]</p>	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 町は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地域住民等の参加促進 訓練の実施に当たっては、自主防災組織、N P O・ボランティア等、民間企業等各種団体に参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民等の積極的な参加を得て各種の訓練を実施する。</p> <p>(3) ~ (10) [略]</p>
修 正 理 由	<input checked="" type="radio"/> 所要の修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 <u>情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用が必要である。</u></p> <p>第2 [略]</p>	<p>第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 <u>効率的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p>第2 [略]</p>
修 正 理 由	<input checked="" type="radio"/> 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画
	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>(1) 町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <p>ア <u>高齢者等避難（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</u></p> <p>イ～ケ [略]</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 町は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、町地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画と併せて住民に周知する。 また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p> <p>(5) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、<u>洪水予報河川又は水位周知河川及び水位周知下水道</u>については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。<u>また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しそぎるとかえって居住者等にとってわからにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u>国土交通省、気象庁及び県は、町に対し、これらの基準及び範囲の設定および見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p>

頁	修 正 案
	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>(1) 町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <p>ア 高齢者等避難（<u>高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの</u>）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</p> <p>イ～ケ [略]</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 町は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下<u>本編中「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、町地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画と併せて住民に周知する。</u></p> <p>また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p> <p>(5) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。<u>また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って、避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u>国土交通省、気象庁及び県は、町に対し、これらの基準及び<u>対象区域</u>の設定および見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p>

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画				
	<p>(6)～(12) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 広域一時滞在</p> <p>(1) 町は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、<u>避難者の県内の他市町村への一時的な滞在</u>（以下「<u>県内広域一時滞在</u>」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。</p> <p>(2) 町は、<u>県内広域一時滞在の受け入れを想定し</u>、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>(1) 町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。</p> <p>この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて隨時見直しを行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>避 難 場 所</td><td>ア～カ [略]</td></tr> <tr> <td>避 難 所 (受け入れるこ とができる施 設)</td><td>ア～ク [略]</td></tr> </table>	避 難 場 所	ア～カ [略]	避 難 所 (受け入れるこ とができる施 設)	ア～ク [略]
避 難 場 所	ア～カ [略]				
避 難 所 (受け入れるこ とができる施 設)	ア～ク [略]				

本編 第2章 災害予防計画

頁	修 正 案				
	<p>(6) ~ (12) [略]</p> <p>2 ~ 3 [略]</p> <p>4 広域避難及び広域一時滞在</p> <p>(1) <u>町は災害が発生する恐れがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。</u></p> <p>(2) <u>町は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。</u></p> <p>(3) <u>町は、広域避難又は広域一時滞在の受け入れ（他都道府県からの受け入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。</u></p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>(1) <u>町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。</u> <u>この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて隨時見直しを行う。</u></p> <p>(2) <u>町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>避 難 場 所</td><td>ア～カ [略]</td></tr> <tr> <td>避 難 所 (受け入れることができる施設)</td><td>ア～ク [略]</td></tr> </table>	避 難 場 所	ア～カ [略]	避 難 所 (受け入れることができる施設)	ア～ク [略]
避 難 場 所	ア～カ [略]				
避 難 所 (受け入れることができる施設)	ア～ク [略]				

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画
	<p>ア 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>イ 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>ウ 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p> <p>エ 町は、平常時から防災担当課と保健福祉担当課等が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>オ 町は、近隣市町への避難が必要であると判断した場合は、避難先市町と協議し、避難場所等を確保するものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>第4～第5 [略]</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>1 町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から避難場所等、避難経路、危険個所及び過去の浸水区域等を示したハザードマップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、<u>あらゆる機会</u>を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <p>2 [略]</p> <p>第7 [略]</p>

本編 第2章 災害予防計画

頁	修 正 案
	<p><u>ア 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。</u></p> <p><u>イ 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p><u>ウ 町は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u></p> <p><u>エ 町は、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</u></p> <p><u>オ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するために措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。</u></p> <p><u>カ 町は福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくるがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受け入れ対象者を特定して周知する。</u></p> <p><u>キ 町は福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努める。</u></p> <p><u>ク 町は、平常時から防災担当課と保健福祉担当課等が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ケ 町は、近隣市町への避難が必要であると判断した場合は、避難先市町と協議し、避難場所等を確保するものとする。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>第4～第5 [略]</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>1 町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から避難場所等、避難経路、危険個所及び過去の浸水区域等を示したハザードマップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、<u>ホームページやアプリケーションなど、多様な手段</u>を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <p>2 [略]</p> <p>第7 [略]</p>
修正 理由	○ 上位計画の修正に伴う修正

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難行動要支援者個別計画の策定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、避難行動要支援者情報を掲載した要支援者個別支援マップづくりに取り組む。</p> <p>(3) 町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難行動要支援者個別支援計画の策定について、社会福祉協議会、民生児童委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。</p>	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難行動要支援者個別計画の策定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(3) 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</p> <p>(4) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(5) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、</p>

	<p><u>地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>(6) 町は、避難行動要支援者情報を掲載した要支援者個別支援マップづくりに取り組む。</p> <p>(7) 町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難行動要支援者個別支援計画の策定について、社会福祉協議会、民生児童委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。</p>
3～8 [略]	3～8 [略]
(5) [略]	(5) [略]
(6) [略]	(6) [略]
修理 正由	○ 上位計画の修正に伴う修正

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第9節 建築物等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 1～2 [略]</p> <p>第2～第6 [略]</p>	<p>第9節 建築物等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 1～2 [略]</p> <p>③ 町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</p> <p>第2～第6 [略]</p>
修 正 理 由	<input type="radio"/> 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第 13 節 風水害予防計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 洪水等による水害を予防するため、河川改修事業、砂防事業、農地防災事業及び治山事業を計画的に実施する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第 2～第 7 [略]</p>	<p>第 13 節 風水害予防計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 洪水等による水害を予防するため、<u>風水害に強いまちづくりを進めるとともに</u>、河川改修事業、砂防事業、農地防災事業及び治山事業を計画的に実施する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第 2 風水害に強いまちづくり</p> <p>1 町は、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>2 県及び町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</p> <p>3 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p>4 町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p>

	<p><u>5 河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、利水ダム等の事前放流等により洪水調節機能強化を推進するものとする。</u></p> <p>第3 河川の現況 [略]</p> <p>第4 河川改修事業 [略]</p> <p>第5 砂防事業 [略]</p> <p>第6 農地防災事業 [略]</p> <p>第7 治山事業 [略]</p> <p>第8 施設の管理 [略]</p> <p>第9 浸水想定区域の把握及び周知 1～3 [略] 4 町は、<u>洪水予報河川等</u>に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。</p> <p>第10 風害予防の普及啓発 [略]</p> <p>第11 関係者間の密接な連携体制の構築 [略]</p>
--	--

修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正
------	----------------

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第 14 節 雪害予防計画</p> <p>第 1～第 2 [略]</p> <p>第 3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 各実施機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、<u>道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるもの</u>とする。</p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>第 14 節 雪害予防計画</p> <p>第 1～第 2 [略]</p> <p>第 3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 各実施機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、 <u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等</u>を行うよう努めるものとする。</p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>
修 正 理 由	<input checked="" type="radio"/> 上位計画の修正に伴う修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第 15 節 土砂災害予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 地すべり防止対策</p> <p>1 地すべり危険箇所は、<u>9</u>箇所となつてゐる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 3～第 6 [略]</p> <p>第 7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となつたときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、<u>対象となる市町村</u>を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p><u>市町村内</u>で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>2 発表・解除基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 解除基準</p> <p>監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、<u>無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壤雨量指数の状況等を鑑み、解除できるものとする。</u></p> <p>3 利用にあたつての留意点</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>第 15 節 土砂災害予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 地すべり防止対策</p> <p>1 地すべり危険箇所は、<u>6</u>箇所となつてゐる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 3～第 6 [略]</p> <p>第 7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となつたときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、<u>零石町</u>を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p><u>町</u>で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>2 発表・解除基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 解除基準</p> <p>監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、<u>大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議の上で基準を下回っても解除しない場合がある。</u></p> <p>3 利用にあたつての留意点</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

	<p>(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示<u>等</u>の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示<u>等</u>の対象地域の拡大<u>等</u>の更なる措置を検討すること。</p> <p>4～5 [略]</p> <p>第7～第8 [略]</p>	<p>(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大<u>や緊急安全確保の発令</u>の更なる措置を検討すること。</p> <p>4～5 [略]</p> <p>第7～第8 [略]</p>
修 正 理 由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案												
	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 1～9 [略]</p> <p>第2 町の活動体制 [略] 1 [略] 2 災害対策本部 [略] (1)～(2) [略] (3) 分掌事務 災害対策本部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健 福祉 部</td> <td>総合 福祉 課</td> <td>ア～カ [略] キ ボランティア、町社会福祉協議会との連絡調整に関すること ク [略] ケ 被災者の生活相談及び苦情の受付に関すること コ～サ [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3～第5 [略]</p>	部	課	所掌事務	保健 福祉 部	総合 福祉 課	ア～カ [略] キ ボランティア、町社会福祉協議会との連絡調整に関すること ク [略] ケ 被災者の生活相談及び苦情の受付に関すること コ～サ [略]	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 1～9 [略]</p> <p>10 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</p> <p>第2 町の活動体制 [略] 1 [略] 2 災害対策本部 [略] (1)～(2) [略] (3) 分掌事務 災害対策本部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健 福祉 部</td> <td>総合 福祉 課</td> <td>ア～カ [略] キ ボランティア、町社会福祉協議会、福祉避難所との連絡調整に関すること ク [略] ケ 被災者の生活相談及び支援、苦情の受付に関すること コ～サ [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3～第5 [略]</p>	部	課	所掌事務	保健 福祉 部	総合 福祉 課	ア～カ [略] キ ボランティア、町社会福祉協議会、 福祉避難所 との連絡調整に関すること ク [略] ケ 被災者の生活相談及び 支援 、苦情の受付に関すること コ～サ [略]
部	課	所掌事務												
保健 福祉 部	総合 福祉 課	ア～カ [略] キ ボランティア、町社会福祉協議会との連絡調整に関すること ク [略] ケ 被災者の生活相談及び苦情の受付に関すること コ～サ [略]												
部	課	所掌事務												
保健 福祉 部	総合 福祉 課	ア～カ [略] キ ボランティア、町社会福祉協議会、 福祉避難所 との連絡調整に関すること ク [略] ケ 被災者の生活相談及び 支援 、苦情の受付に関すること コ～サ [略]												
修 正 理 由	○ 上位計画の修正に伴う修正													

頁	現 計 画						
	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録的短時間 大 雨 情 報</td><td>大雨警報発表中の町内において、キキクルの「<u>非常に危険</u>」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、<u>県気象情報の一種として発表</u>する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</td></tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td><td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況</u>になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ～エ [略]</p>	種 類	内 容	記録的短時間 大 雨 情 報	大雨警報発表中の町内において、キキクルの「 <u>非常に危険</u> 」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、 <u>県気象情報の一種として発表</u> する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況</u> になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
種 類	内 容						
記録的短時間 大 雨 情 報	大雨警報発表中の町内において、キキクルの「 <u>非常に危険</u> 」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、 <u>県気象情報の一種として発表</u> する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。						
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況</u> になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。						

頁	修 正 案						
	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録的短時間 大 雨 情 報</td><td>大雨警報発表中の町内において、キクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、<u>気象庁</u>から発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認する必要がある</td></tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td><td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ～エ [略]</p>	種 類	内 容	記録的短時間 大 雨 情 報	大雨警報発表中の町内において、キクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、 <u>気象庁</u> から発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認する必要がある	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
種 類	内 容						
記録的短時間 大 雨 情 報	大雨警報発表中の町内において、キクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、 <u>気象庁</u> から発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認する必要がある						
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。						

頁	現 計 画	
オ キキクル（警報の危険度分布等）の種類		
種 類	概 要	
土砂キキクル(大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <u>(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u> ※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「<u>非常に危険</u>」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	
浸水キキクル(大雨警報（浸水害）の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「<u>非常に危険</u>」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	

本本編 第3章 災害応急対策計画

頁	修 正 案	
	オ キキクル（警報の危険度分布等）の種類	
	種 類	概 要
	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>○「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p>
	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>○「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

頁	現 計 画										
流域雨量指数の予測値	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他の河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>										
<p>※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>											
<p>力 特別警報の種類と発表基準</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>發 表 基 準</th> <th>※ 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氣 象 特 別 警 報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地 面 現 象 特 別 警 報 ※ 1</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			種 類	發 表 基 準	※ 2	氣 象 特 別 警 報	[略]		地 面 現 象 特 別 警 報 ※ 1	[略]	
種 類	發 表 基 準	※ 2									
氣 象 特 別 警 報	[略]										
地 面 現 象 特 別 警 報 ※ 1	[略]										
<p>※ 1 地面現象特別警報は、<u>気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。</u></p>											
<p>※ 2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う</p>											
<p>キ～ク [略]</p>											

頁	修 正 案	
	<p>流域雨量指数の予測値</p> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他の河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p> <p><u>水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</u></p>	
力 特別警報の種類と発表基準		
	種 類	発 表 基 準 ※2
気象特別警報	[略]	
地面現象特別警報 ※1	[略]	

※1 地面現象特別警報は、「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表する。

※2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う

キ～ク [略]

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画																
	<p>ケ その他</p> <p>(イ) 指定河川洪水予報</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>表題（種類）</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>零 石 川 洪 水 予 報</td><td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td><td> <p><u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき</u> <u>(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u>に発表する。</p> <p><u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></p> </td></tr> <tr> <td></td><td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td></td><td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td><td> <p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求められる段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> </td></tr> <tr> <td></td><td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td><td> <p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、<u>命を守るために最善の行動を取る必要があることを示す警戒レベル5</u>に相当。</p> </td></tr> </tbody> </table>			表題（種類）	概 要	零 石 川 洪 水 予 報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	<p><u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき</u> <u>(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u>に発表する。</p> <p><u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></p>		氾濫警戒情報 (洪水警報)	[略]		氾濫危険情報 (洪水警報)	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求められる段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>		氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、<u>命を守るために最善の行動を取る必要があることを示す警戒レベル5</u>に相当。</p>
	表題（種類）	概 要															
零 石 川 洪 水 予 報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	<p><u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき</u> <u>(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u>に発表する。</p> <p><u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></p>															
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	[略]															
	氾濫危険情報 (洪水警報)	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求められる段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>															
	氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、<u>命を守るために最善の行動を取る必要があることを示す警戒レベル5</u>に相当。</p>															
	<p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 町の措置</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 町長は、気象や火山、地震等の特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。</p> <p>ウ～カ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>																

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画																
	ケ その他 (イ) 指定河川洪水予報																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>表題（種類）</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>零 石 川 洪 水 予 報</td><td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td><td> <p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> </td></tr> <tr> <td></td><td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td></td><td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td><td> <p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、<u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u>に発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求められる段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> </td></tr> <tr> <td></td><td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td><td> <p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、<u>命の危険があるため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5</u>に相当。</p> </td></tr> </tbody> </table>			表題（種類）	概 要	零 石 川 洪 水 予 報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>		氾濫警戒情報 (洪水警報)	[略]		氾濫危険情報 (洪水警報)	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、<u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u>に発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求められる段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>		氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、<u>命の危険があるため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5</u>に相当。</p>
	表題（種類）	概 要															
零 石 川 洪 水 予 報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>															
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	[略]															
	氾濫危険情報 (洪水警報)	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、<u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u>に発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求められる段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>															
	氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、<u>命の危険があるため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5</u>に相当。</p>															
	(2)～(3) [略] (4) 町の措置 ア [略] イ 町長は、気象や火山、地震等の特別警報を受領 <u>又は自ら知った</u> 場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。 ウ～カ [略]																
	(5) [略] 2 [略]																
修正 理由	<input type="radio"/> 上位計画の修正に伴う修正																

頁	現 計 画	修 正 案
	第4節 情報の収集・伝達計画 <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害情報の報告要領</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 被害状況判断の基準</p> <p>災害による被害の判定基準は、おむね、次によるものとする。</p>	第4節 情報の収集・伝達計画 <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害情報の報告要領</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 被害状況判断の基準</p> <p>災害による被害の判定基準は、おむね、次によるものとする。</p>
住 家	<p>全壊、 全焼、 全 流 失</p> <p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。</p>	<p>全壊、 全焼、 全流失</p> <p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。</p>
の 被 害	<p>半壊、 半 燃</p> <p>住家がその居住のための基本的機能の一部喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。</p>	<p><u>構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。</u></p> <p><u>中規模半壊</u></p> <p><u>居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。</u></p>
	<p>一 部 破 損</p> <p>被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの</p>	<p>半壊、 半 燃</p> <p>住家がその居住のための基本的機能の一部喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。</p>

				<p><u>半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの</u></p> <p><u>準半壊</u></p>
				<p>一部破損</p> <p>被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの</p>
2~19 [略]		2~19 [略]		
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正			

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第9節 水防活動計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 安全配慮</p> <p>(1) 水防活動や避難誘導に従事する者は、自身の安全確保に留意して活動を実施するものとし、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。</p> <p>カ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員（水防団員）の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。</p> <p>キ 指揮者は消防団員（水防団員）等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員（水防団員）等へ周知し、共有しなければならない。</p> <p>ク 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。</p> <p>ケ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員（水防団員）に配付し、安全確保のための研修を実施する。</p> <p>2～19 [略]</p>	<p>第9節 水防活動計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 安全配慮</p> <p>(1) 水防活動や避難誘導に従事する者は、自身の安全確保に留意して活動を実施するものとし、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 水防活動は原則として複数人で行う。</p> <p>カ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。</p> <p>キ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員（水防団員）の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。</p> <p>ク 指揮者は消防団員（水防団員）等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員（水防団員）等へ周知し、共有しなければならない。</p> <p>ケ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。</p> <p>ニ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員（水防団員）に配付し、安全確保のための研修を実施する。</p> <p>2～19 [略]</p>
修 正 理 由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受け入れ</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>3～4 [略]</p>	<p>第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受け入れ</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>県から事務の委任を受けた場合は、 共助のボランティア活動と地方公共 団体の実施する救助の調整事務につ いて、社会福祉協議会等が設置する災 害ボランティアセンターに委託する 場合は、当該事務に必要な人件費及び 旅費を災害救助法の国庫負担の対象 とすることができます。</u></p> <p>3～4 [略]</p>
修 正 理 由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画			
	第14節 災害救助法の適用計画			
	第1～第2 [略]			
	第3 実施要領 1 法適用の基準 <p>法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。</p> <p>(1) 町の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合</p> <p style="text-align: right;">(市町村人口は、平成27年国勢調査に基づく)</p>			
市町村人口	左の区分に該当する 市 町 村	法 適 用 基 準		
		市町村人口に 応じた滅失世 帯数	県内1,500世帯滅失 で市町村人口に応じ た滅失世帯数	小災害内規運 用基準（滅失 世帯）
[略]	[略]	[略]	[略]	<u>15世帯以上</u> <u>30世帯未満</u>
5,000人 以上	葛巻町、岩手町、西和賀 町、平泉町、住田町、大 槌町、岩泉町、軽米町、 九戸村、一戸町	40世帯以上	20世帯以上	<u>20世帯以上</u> <u>40世帯未満</u>
15,000人 未満	八幡平市、遠野市、陸前 高田市、二戸市、零石町、 矢巾町、金ヶ崎町、 <u>山田</u> <u>町、洋野町</u>	50世帯以上	25世帯以上	<u>25世帯以上</u> <u>50世帯未満</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	<u>30世帯以上</u> <u>60世帯未満</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	<u>40世帯以上</u> <u>80世帯未満</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	<u>50世帯以上</u> <u>100世帯未満</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	<u>75世帯以上</u> <u>150世帯未満</u>
[略]				

頁	修 正 案				
	第14節 災害救助法の適用計画				
	第1～第2 [略]				
	第3 実施要領				
	1 法適用の基準				
	<p>法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。</p> <p>(1) 町の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合</p> <p style="text-align: right;">(市町村人口は、<u>令和2年</u>国勢調査に基づく)</p>				
市町村人口	左の区分に該当する 市 町 村	法 適 用 基 準			小災害内規運用基準（滅失世帯）
		市町村人口 に応じた滅失世帯数	県内 1, 500 世帯滅失で市町村人口に応じた滅失世帯数		
[略]	[略]	[略]	[略]		<u>15世帯以上</u> <u>30世帯未満</u>
5, 000 人 以上	葛巻町、岩手町、西和賀町、平泉町、住田町、大槌町、 山田町 、岩泉町、軽米町、九戸村、一戸町	40 世帯以上	20 世帯以上		<u>20世帯以上</u> <u>40世帯未満</u>
15, 000 人 未満	八幡平市、遠野市、陸前高田市、二戸市、零石町、矢巾町、金ヶ崎町、洋野町	50 世帯以上	25 世帯以上		<u>25世帯以上</u> <u>50世帯未満</u>
[略]	[略]	[略]	[略]		<u>30世帯以上</u> <u>60世帯未満</u>
[略]	[略]	[略]	[略]		<u>40世帯以上</u> <u>80世帯未満</u>
[略]	[略]	[略]	[略]		<u>50世帯以上</u> <u>100世帯未満</u>
[略]	[略]	[略]	[略]		<u>75世帯以上</u> <u>150世帯未満</u>
	[略]				
修 正 理 由	○ 上位計画の修正に伴う修正				

頁	現 計 画				
	<p>第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難指示等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th><th>担 当 業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部長</td><td>地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕</td></tr> </tbody> </table> <p>[町本部の担当] [略]</p> <p>2~4 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1) 避難指示等の実施及び報告</p> <p>ア~ウ [略]</p> <p>エ 町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対する<u>避難準備</u>及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。</p> <p>オ 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、<u>近隣のより安全な建物への移動</u>又は<u>屋内安全確保</u>を指示することができる。</p> <p>カ~サ [略]</p> <p>(2)~(8) [略]</p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>ア~ク [略]</p> <p>(3)~(4) [略]</p> <p>6~7 [略]</p>	実施機関	担 当 業 務	町本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
実施機関	担 当 業 務				
町本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕				

頁	修 正 案				
	<p>第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難指示等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th><th>担 当 業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部長</td><td> <u>必要と認める地域の必要と認める住民</u>、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 [水防法第29条、災害対策基本法第60条] </td></tr> </tbody> </table> <p>[町本部の担当] [略]</p> <p>2~4 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1) 避難指示等の実施及び報告</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、<u>住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること</u>及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。</p> <p>オ 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う<u>おそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保</u>を指示することができる。</p> <p>カ～サ [略]</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ 町本部長は、<u>指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>6~7 [略]</p>	実施機関	担 当 業 務	町本部長	<u>必要と認める地域の必要と認める住民</u> 、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 [水防法第29条、災害対策基本法第60条]
実施機関	担 当 業 務				
町本部長	<u>必要と認める地域の必要と認める住民</u> 、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 [水防法第29条、災害対策基本法第60条]				

頁	現 計 画												
	<p>8 広域一時滞在</p> <p>(1) 県内広域一時滞在</p> <p>ア 災害の規模、避難者の受入状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市町村本部長(以下、この項において「協議元市町村本部長」という。)は、応援協定を締結した他の市町村長又は適當と認める他市町村長(以下、本号中「協議先市町村長」という。)に対し、避難者の受け入れを協議する。</p> <p>イ 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後遅滞なく報告する。</p> <p>ウ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。</p> <p>エ 協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設(以下、本節中「受入施設」という。)を決定し、提供する。</p> <p>オ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。</p> <p>カ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を行う。</p> <p>キ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。</p> <p>[法令に基づく報告又は義務]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告又は通知義務者</th><th>報告又は通知の時期</th><th>報告又は通知先</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議元市町村本部長</td><td>県内広域一時滞在の協議をしようとするとき</td><td>県本部長</td><td>災害対策基本法第86条の8第2項</td></tr> <tr> <td></td><td>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</td><td>1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長</td><td>災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項</td></tr> </tbody> </table>	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項		受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令										
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項										
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項										

頁	修 正 案								
	<p><u>8 広域避難</u></p> <p>(1) 県内広域避難</p> <p>ア <u>災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受け入れを協議する。</u></p> <p>イ <u>協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。</u></p> <p>ウ <u>協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。</u></p> <p>エ <u>協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。</u></p> <p>オ <u>協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。</u></p> <p>カ <u>県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。</u></p> <p>〔法令に基づく報告又は義務〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告又は 通知義務 者</th><th>報告又は 通知の時期</th><th>報告又は通知先</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議元市 町村本部 長</td><td> <u>県内広域避難の協 議をしようとする とき</u> <u>受入施設を決定し た旨の通知を受け たとき</u> </td><td> <u>県本部長</u> <u>1 公示</u> <u>2 協議元市町村本部長が受入施 設を決定した旨の通知を受けた 時に現に避難者を受け入れてい る公共施設その他の施設を管理 する者及び協議元市町村本部長 が必要と認める関係指定地方行 政機関の長その他の防災関係機 関等の長</u> <u>3 県本部長</u> </td><td> <u>災害対策基本法第 61条の4 第2項</u> <u>災害対策基本法第 86条の8 第6項、 災害対策基本法施 行規則第8条の2 第2項</u> </td></tr> </tbody> </table>	報告又は 通知義務 者	報告又は 通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	協議元市 町村本部 長	<u>県内広域避難の協 議をしようとする とき</u> <u>受入施設を決定し た旨の通知を受け たとき</u>	<u>県本部長</u> <u>1 公示</u> <u>2 協議元市町村本部長が受入施 設を決定した旨の通知を受けた 時に現に避難者を受け入れてい る公共施設その他の施設を管理 する者及び協議元市町村本部長 が必要と認める関係指定地方行 政機関の長その他の防災関係機 関等の長</u> <u>3 県本部長</u>	<u>災害対策基本法第 61条の4 第2項</u> <u>災害対策基本法第 86条の8 第6項、 災害対策基本法施 行規則第8条の2 第2項</u>
報告又は 通知義務 者	報告又は 通知の時期	報告又は通知先	根拠法令						
協議元市 町村本部 長	<u>県内広域避難の協 議をしようとする とき</u> <u>受入施設を決定し た旨の通知を受け たとき</u>	<u>県本部長</u> <u>1 公示</u> <u>2 協議元市町村本部長が受入施 設を決定した旨の通知を受けた 時に現に避難者を受け入れてい る公共施設その他の施設を管理 する者及び協議元市町村本部長 が必要と認める関係指定地方行 政機関の長その他の防災関係機 関等の長</u> <u>3 県本部長</u>	<u>災害対策基本法第 61条の4 第2項</u> <u>災害対策基本法第 86条の8 第6項、 災害対策基本法施 行規則第8条の2 第2項</u>						

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画				
	県内広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項		
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項		
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第86条の8第5項		
	県内広域一時滞在の必要がなくなつた旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項		
〔町本部の担当〕					
部	課	担当業務			
産業振興部	観光商工課	県内広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等			
保健福祉部	総合福祉課	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理			
(2) 県外広域一時滞在					
ア 県外広域一時滞在の必要があると認める市町村本部長(以下、本号中「協議元市町村本部長」という。)は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受け入れについて協議することを求める。					
イ 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適當と認める他の都道府県の知事(以下、本号中「協議先都道府県知事」という。)に対し、避難者の受け入れの協議を行う。					

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	修 正 案											
	<u>県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき</u>	<u>1 協議先市町村長</u> <u>2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u> <u>3 公示</u> <u>4 県本部長</u>	<u>災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規第2条の3第2項</u>									
	<u>協議先市町村長</u>	<u>受入施設を決定したとき</u>	<u>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>									
		<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	<u>災害対策基本法第61条の4第5項</u>									
		<u>県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</u>	<u>受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>									
<p><u>〔町本部の担当〕</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業振興部</td><td>観光商工課</td><td><u>県内広域避難に係る輸送手段の確保支援等</u></td></tr> <tr> <td>保健福祉部</td><td>総合福祉課</td><td><u>協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理</u></td></tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 県外広域避難</u></p> <p>ア <u>県外広域避難の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受け入れについて協議することを求める。</u></p> <p>イ <u>県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適當と認める他の都道府県の知事（以下、本節中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受け入れの協議を行う。</u></p>				部	課	担当業務	産業振興部	観光商工課	<u>県内広域避難に係る輸送手段の確保支援等</u>	保健福祉部	総合福祉課	<u>協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理</u>
部	課	担当業務										
産業振興部	観光商工課	<u>県内広域避難に係る輸送手段の確保支援等</u>										
保健福祉部	総合福祉課	<u>協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理</u>										

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画		
	<p>ウ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。</p> <p>エ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。</p> <p>オ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。</p> <p>カ 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。</p> <p>キ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。</p>		
〔法令に基づく報告又は通知義務〕			
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第9項
	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	修 正 案		
	ウ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。	エ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。	オ 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
	カ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。		
〔法令に基づく報告又は通知義務〕			
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項
	県外広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
	県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画																				
	〔町本部の担当〕																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業振興部</td><td>観光商工課</td><td>県外広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等</td></tr> <tr> <td>保健福祉部</td><td>総合福祉課</td><td>1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告</td></tr> </tbody> </table>			部	課	担当業務	産業振興部	観光商工課	県外広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等	保健福祉部	総合福祉課	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告									
部	課	担当業務																			
産業振興部	観光商工課	県外広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等																			
保健福祉部	総合福祉課	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告																			
	(3) 他都道府県広域一時滞在																				
	<p>ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受け入れの協議があったときは、受け入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受け入れについて協議すべき市町村を決定し、受け入れを協議する。</p> <p>イ 県本部長の協議を受けた町長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。</p> <p>ウ 町長は、受入施設を決定し、提供する。</p> <p>エ 県本部長又は町長は、法に基づく報告又は通知を行う。</p>																				
	〔法令に基づく報告又は通知義務〕																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告又は通知義務者</th><th>報告又は通知の時期</th><th>報告又は通知先</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県本部長</td><td>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</td><td>協議元都道府県知事</td><td>災害対策基本法第86条の9第8項</td></tr> <tr> <td>他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</td><td>協議先市町村長</td><td>災害対策基本法第86条の9第13項</td></tr> <tr> <td rowspan="2">協議先市町村長</td><td>受入施設を決定したとき</td><td>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td><td>災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項</td></tr> <tr> <td></td><td>県本部長</td><td>災害対策基本法第86条の9第7項</td></tr> </tbody> </table>			報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の9第13項	協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項		県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令																		
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項																		
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の9第13項																		
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項																		
		県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項																		

頁	修 正 案		
	<u>〔町本部の担当〕</u>		
	部	課	担当業務
	産業振興部	観光商工課	県外広域避難に係る輸送手段の確保支援等
	保健福祉部	総合福祉課	<u>1 協議元市町村本部長との協議等</u> <u>2 協議先都道府県知事との協議等</u> <u>3 内閣総理大臣への報告</u>
	<u>(3) 他都道府県からの広域避難受け入れ</u>		
	<p>ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受け入れの協議があったときは、受け入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受け入れについて協議すべき市町村を決定し、受け入れを協議する。</p> <p>イ 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。</p> <p>ウ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。</p> <p>エ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。</p>		
	<u>〔法令に基づく報告又は通知義務〕</u>		
	<u>報告又は通知義務者</u>	<u>報告又は通知の時期</u>	<u>報告又は通知先</u>
	県本部長	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u> <u>他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</u>	<u>協議元都道府県知事</u> <u>協議先市町村長</u>
	協議先市町村長	<u>受入施設を決定したとき</u>	<u>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u> <u>県本部長</u>

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画		
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

[町本部の担当]

部	課	担当業務
産業振興部	観光商工課	他都道府県からの広域一時滞在に係る輸送手段の確保への支援等
保健福祉部	総合福祉課	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等

(4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた町長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

9 住民等に対する情報等の提供体制

(1)～(3) [略]

(4) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	修 正 案											
		<p style="color: red;">他の都道府県からの広域避難の必要がなくなつた旨の通知を受けたとき</p>	<p style="color: red;">受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</p> <p style="color: red;">災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</p>									
<u>[町本部の担当]</u>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th><th style="text-align: center;">課</th><th style="text-align: center;">担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>産業振興部</u></td><td style="text-align: center;"><u>観光商工課</u></td><td style="text-align: center;"><u>他都道府県からの広域避難に係る輸送手段の確保への支援等</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>保健福祉部</u></td><td style="text-align: center;"><u>総合福祉課</u></td><td style="text-align: center;"><u>協議元市町村長との協議等</u></td></tr> </tbody> </table>				部	課	担当業務	<u>産業振興部</u>	<u>観光商工課</u>	<u>他都道府県からの広域避難に係る輸送手段の確保への支援等</u>	<u>保健福祉部</u>	<u>総合福祉課</u>	<u>協議元市町村長との協議等</u>
部	課	担当業務										
<u>産業振興部</u>	<u>観光商工課</u>	<u>他都道府県からの広域避難に係る輸送手段の確保への支援等</u>										
<u>保健福祉部</u>	<u>総合福祉課</u>	<u>協議元市町村長との協議等</u>										
<p>9 広域一時滞在</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) <u>他都道府県からの広域一時滞在受け入れ</u> [略]</p>												
<p>10 住民等に対する情報等の提供体制</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) <u>広域避難等をした者</u>に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p>												
修正 理由	<input type="radio"/> 上位計画の修正に伴う修正											

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 基本方針 1～3 [略]</p> <p>第2～第3 [略]</p>	<p>第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 基本方針 1～3 [略]</p> <p><u>4 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。</u></p> <p>第2～第3 [略]</p>
修 正 理 由	<input type="radio"/> 上位計画の修正に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第 21 節 廃棄物処理・障害物除去 計画</p> <p>第 1～第 2 [略]</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <p>ア 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。</p> <p>イ 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。</p>	<p>第 21 節 廃棄物処理・障害物除去 計画</p> <p>第 1～第 2 [略]</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <p>ア 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。</p> <p>イ 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針並びに <u>雫石町災害廃棄物処理マニュアル</u>を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。</p>
修 正 理 由	<input type="radio"/> 所要の修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第 26 節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>1 ~ 2 [略]</p> <p>3 実施要領</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 道路施設</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>町本部長は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急性に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>第 2 [略]</p>	<p>第 26 節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>1 ~ 2 [略]</p> <p>3 実施要領</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 道路施設</p> <p>ア <u>町本部長は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急性に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。</u></p> <p>イ <u>県は、市町村が管理する県道又は市町村道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>第 2 [略]</p>
修 正 理 由	<input type="radio"/> 上位計画の修正に伴う修正	

本編 第4章 特殊災害対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第1節 地震災害対策計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 町の活動体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 通信連絡確保対策</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 移動無線、携帯無線の活用 ア～イ [略]</p> <p>ウ 零石町消防団</p> <p>(ア) 車載移動無線機 19台 携帯無線 20台</p> <p>(イ) 消防団無線 携帯無線 <u>43</u>台</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>第1節 地震災害対策計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 町の活動体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 通信連絡確保対策</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 移動無線、携帯無線の活用 ア～イ [略]</p> <p>ウ 零石町消防団</p> <p>(ア) 車載移動無線機 19台 携帯無線 20台</p> <p>(イ) 消防団無線 携帯無線 <u>45</u>台</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
修 正 理 由	<input type="radio"/> 所要の修正	

本編 第4章 特殊災害対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第2節 火山災害対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 町は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難<u>勧告</u>、警戒区域の設置等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。</p> <p>8～11 [略]</p> <p>第2～第4 [略]</p> <p>第5 町の活動体制</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 火山災害に対する住民等の予防措置</p> <p>(1) 住民の予防措置</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 市町の避難の<u>勧告</u>又は指示に従って行動する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>6～10 [略]</p>	<p>第2節 火山災害対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 町は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難<u>指示</u>、警戒区域の設置等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。</p> <p>8～11 [略]</p> <p>第2～第4 [略]</p> <p>第5 町の活動体制</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 火山災害に対する住民等の予防措置</p> <p>(1) 住民の予防措置</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 市町の避難の<u>指示</u>に従って行動する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>6～10 [略]</p>
修 正 理 由		○ 所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第3節 原子力災害対策計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 原子力災害予防対策 [略]</p> <p>1 防災知識の普及 (1)～(2) [略] (3) 住民等に対する防災知識の普及 ア [略] イ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する (ア)～(エ) [略] (イ) 避難のための立ち退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>の意味及び内容 (ウ)～(ク) [略] (4)～(5) [略]</p> <p>第5 避難対策 1～3 [略] 4 県は、町等が行う避難計画の作成を支援する。 (1) 町の避難計画 ア [略] イ 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立ち退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。 ウ [略] (2)～(3) [略]</p>	<p>第3節 原子力災害対策計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 原子力災害予防対策 [略]</p> <p>1 防災知識の普及 (1)～(2) [略] (3) 住民等に対する防災知識の普及 ア [略] イ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する (ア)～(エ) [略] (イ) 避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示の意味及び内容 (ウ)～(ク) [略] (4)～(5) [略]</p> <p>第5 避難対策 1～3 [略] 4 県は、町等が行う避難計画の作成を支援する。 (1) 町の避難計画 ア [略] イ 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。 ウ [略] (2)～(3) [略]</p>

本編 第4章 特殊災害対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第6～第8 [略]</p> <p>第9 避難・影響回避対策</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 実施要領</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>(ア) 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>の内容を、第9の規定に準じ、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。</p> <p>また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。</p> <p>(イ) 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p>	<p>第6～第8 [略]</p> <p>第9 避難・影響回避対策</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 実施要領</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>指示</u>の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>(ア) 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>指示</u>の内容を、第9の規定に準じ、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。</p> <p>また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。</p> <p>(イ) 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>指示</u>の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>指示</u>を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p>

本編 第4章 特殊災害対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>[報告又は通知事項]</p> <p>(ア) <u>勧告又は指示を行った者</u> (イ)～(キ) [略] (5)～(6) [略]</p> <p>第 10～第 14 [略]</p>	<p>[報告又は通知事項]</p> <p>(ア) 指示を行った者 (イ)～(キ) [略] (5)～(6) [略]</p> <p>第 10～第 14 [略]</p>
修 正 理 由	<input checked="" type="radio"/> 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画
	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 イ 10世帯以上の住宅が全壊した市町村 ウ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県 エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） オ アからウの区域に隣接し、<u>5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村</u>（人口10万人未満に限る。） カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、<u>その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村</u> <p>(5) 支援金の支給対象</p> <p>支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住宅が「全壊」した世帯 イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、<u>その住宅をやむを得ず解体した世帯</u> ウ 災害による危険な状態が継続し、<u>住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯</u> エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

頁	修 正 案
	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、<u>支援法の</u>対象となる<u>自然</u>災害の程度は次のとおりである。</p> <p>ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいづれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）</p> <p>カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、<u>5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）</u> <u>又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）</u></p> <p>(5) 支援金の支給対象</p> <p>支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯</p> <p>ア 居住する住宅が「全壊」した世帯</p> <p>イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、<u>その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）</u></p> <p>ウ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、<u>その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）</u></p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ<u>当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</u></p> <p>オ <u>アからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）</u></p>

本編 第5章 災害復旧・復興計画

頁	現 計 画				
	(6) 支援金の支給額 <複数世帯の場合>				
	(単位：万円)				
区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計	
全 壊 世 帯	建設・購入	100	200	300	
	補 修	100	100	200	
	賃 借	100	50	150	
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250	
	補 修	50	100	150	
	賃 借	50	50	100	
<単数世帯の場合>					(単位：万円)
区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計	
全 壊 世 帯	建設・購入	75	150	225	
	補 修	75	75	150	
	賃 借	75	37.5	112.5	

[略]

本編 第5章 災害復旧・復興計画

頁	修 正 案				
	(6) 支援金の支給額 <複数世帯の場合>				
	(単位：万円)				
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計	
全 壊 世 帯 <u>長期避難世帯</u>	建設・購入	100	200	300	
	補 修	100	100	200	
	賃 借	100	50	150	
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250	
	補 修	50	100	150	
	賃 借	50	50	100	
<u>中規模半壊世帯</u>	<u>建設・購入</u>	<u>二</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	
	<u>補 修</u>	<u>二</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	
	<u>賃 借</u>	<u>二</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	
	<単数世帯の場合>				
	(単位：万円)				
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計	
全 壊 世 帯	建設・購入	75	150	225	
	補 修	75	75	150	
	賃 借	75	37.5	112.5	
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5	
	補 修	37.5	75	112.5	
	賃 借	37.5	37.5	75	
<u>中規模半壊世帯</u>	<u>建設・購入</u>	<u>二</u>	<u>75</u>	<u>75</u>	
	<u>補 修</u>	<u>二</u>	<u>37.5</u>	<u>37.5</u>	
	<u>賃 借</u>	<u>二</u>	<u>18.75</u>	<u>18.75</u>	
	[略]				
修正 理由	○ 上位計画の修正に伴う修正				

